

広島県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業を廃止した事業所		廃止年月日
		主たる事務所の所在地	名称	
医療法人社団尚志会	福山市西町二丁目一番三六号	福山城西病院居宅介護支援事業所	福山市西町二丁目一番三六号	平成二十二年一月三二日
株式会社タクト	福山市東深津町六丁目一〇番三〇―八〇二号アイムス福山老番館	居宅介護支援事業所都	福山市神辺町平野字古市二八番地四九	平成二十二年一月三〇日
株式会社三及	広島市中区富士見町二番二〇号	さんきゆう	広島市中区宝町四―一植木ビル一階	平成二十二年二月一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町四丁目五番二六号	庄原市社協居宅介護支援事業所ひわ	庄原市比和町比和一―一九番地一	平成二十二年二月三二日